

公益社団法人空気調和・衛生工学会

会員規程

平成 23 年 5 月 17 日 制定

(目 的)

第 1 条 本規程は、定款第 12 条第 4 項の事項およびその用途について定めるものとする。

(入会の基準)

第 2 条 会員になろうとする者は、定款第 3 条に定める目的に賛同し、定款第 7 条に従い入会金および会費を添えて、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員、学生会員になろうとする者は正会員 1 名の紹介を必要とする。正会員の紹介者がいないときは、理事会の承認を受けて会員・情報理事が紹介者となることができる。

(会費)

第 3 条 会員になろうとする者は次の入会金および会費を納入する。

2 正会員ならびに学生会員の入会金は 1,000 円とする。

3 正会員の会費は年額 10,800 円、学生会員の会費は年額 6,000 円とする。

(賛助会員会費)

第 4 条 賛助会員になろうとする者は次の入会金および会費を納入する。

2 入会金は 5,000 円とする。

3 会費は 1 口 45,000 円とし、次の級種に応じた年額とする。

賛助会員	特級	年額	5 口以上	225,000 円以上
------	----	----	-------	-------------

賛助会員	一級	年額	4 口	180,000 円
------	----	----	-----	-----------

賛助会員	二級	年額	3 口	135,000 円
------	----	----	-----	-----------

賛助会員	三級	年額	2 口	90,000 円
------	----	----	-----	----------

賛助会員	四級	年額	1 口	45,000 円
------	----	----	-----	----------

(臨時会費)

第 5 条 特別な事業遂行に要する費用の一部に充てるため、会員から会費のほかに臨時会費を徴収することができる。ただし、臨時会費の額は会費の年額を超えてはならない。臨時会費の具体的徴収金額、徴収時期及び方法等については、理事会の議決によりこれを定める。

(会費の納入)

第 6 条 会費の納入並びに会費滞納に対する催告等の手続きは、理事会にて別に定める規程による。

(会費の用途)

第 7 条 入会金ならびに会費およびそれに準じて徴収した額の 50%以上を当該年度の公益目的事

業に使用する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て通常総会の承認を得る。

附則

- 1 本規程は、平成 23 年 5 月 17 日の特例民法法人（社団法人）空気調和・衛生工学会の第 84 期第 7 回理事会において制定し、平成 23 年 5 月 17 日の通常総会の承認を得て、公益社団法人空気調和・衛生工学会の設立登記を以って同日より施行する。